

開通から1年!

ご存知ですか?

消費者ホットライン!

0570-064-370

(守ろうよ、みんなを!)

消費者ホットラインとは・・・

消費生活における各種トラブルに直面した際に、お近くの相談窓口の連絡先がわからない場合でも、消費者ホットラインに電話をかけると、その解決のための助言やあっせんを行う消費生活センターなどの相談窓口毎日つながります。(年未年始除く)

Q. 身近な相談窓口ってどこ?

→朝日町では、町の担当窓口(産業振興課まちづくり推進室)または、三重県の消費生活センターかを選択できる方式を採用しています。

Q. どんな相談も受けてもらえるの?

→相談窓口で受けつけられる相談

- ・悪徳商法による被害、訪問販売・通信販売等における事業者とのトラブル
- ・産地の偽装、虚偽の広告などの不適切な表示に伴う事業者とのトラブル
- ・安全性を欠く製品やエステティックサービスによる身体への被害など

→相談窓口で受けつけられない相談

- ・行政の対応に対する不満や要望(行政相談) ・職場での不当な解雇(労働問題)
- ・工場の汚水排出による環境事故(公害)など

※生命・身体に重大な危害を受けた場合、又はその危険が切迫している場合などは、まずは、警察・消防にご連絡ください。

Q. いつでも相談できるの?

→町の担当窓口、三重県、国民生活センターのいずれかの窓口が対応することにより、年未年始を除いて原則毎日ご利用いただけます。

→相談窓口の受付時間外はガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内、土日祝(10時~16時)は国民生活センターに接続されます。

※受付時間は相談窓口ごとに異なります。

注意点: ※おかけになる前に、出来るだけお住まいの郵便番号をご確認ください。

※1回で相談が終わらなかった場合は、次回からはご相談された窓口の電話番号へおかけください。

※PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話はご利用できません。

お問い合わせ先: 消費者庁地方協力課

【TEL】03-3507-9174 【HP】<http://www.caa.go.jp/>



消費生活相談

悪質な訪問販売や振り込め詐欺などでお困りの方への相談窓口です。

【日時】平成23年2月7日（月）13時00分～15時30分

【場所】朝日町保健福祉センター 2階 研修室

【問合せ先】朝日町社会福祉協議会 TEL377-2941

※消費生活・多重債務の相談は産業振興課まちづくり推進室（TEL377-5663）でも出来ます。



民事介入暴力に関する 無料弁護士相談会

1. 相談日時及び場所

- 1) 日時 平成23年2月7日（月）13時30分～16時
場所 朝日町役場 2階第1会議室
（三重郡朝日町小向893）
- 2) 日時 平成23年2月8日（火）13時30分～16時
場所 四日市市総合会館 8階第1会議室
（四日市市諏訪町2番2号）
- 3) 日時 平成23年2月10日（木）13時30分～16時
場所 菰野町保健福祉センターけやき 1階相談室1
（三重郡菰野町大字潤田1250番地）

2. その他

- ・予約不要（当日直接会場へお越しください）
- ・相談料 無料
- ・問い合わせ先（暴力追放三泗地区市町民会議 事務局）
四日市市役所 市民生活課
TEL 059-354-8179
FAX 059-354-8316